（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＡＡ406213
金額　558,001円
支払人　日糧製パン株式会社
支払期日　平成23年12月４日
支払地　札幌市
支払場所　株式会社北洋銀行本店営業部
振出日　平成23年10月17日
振出地　札幌市
振出人　サッポロウエシマコーヒー株式会社
代表取締役社長　石丸　　博
引受人　日糧製パン株式会社　代表取締役社長
吉田　勝彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第５号
徳島県美馬市美馬町字ナロヲ６番地
申立人　住友チップ株式会社
代表者代表取締役　住友　房夫
権利を争う旨の申述の終期　平成24年３月５日
平成24年３月７日　　大津簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ014167
金額　1,034,497円
支払期日　平成23年11月10日
支払地　滋賀県栗東市
支払場所　株式会社滋賀銀行栗東支店
振出日　平成23年８月10日
振出地　滋賀県栗東市
振出人　栗東木材株式会社　代表取締役　田中
光子
受取人　株式会社辻好木材開発
裏書人　株式会社辻好木材開発　代表取締役
辻本　晃次
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１７８号
広島県廿日市市阿品台２丁目21番23号
債務者　有限会社マリヤマ
代表者取締役　鞠山　英樹
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青谷　智晃
４　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１号
宮崎市花ケ島町柳ノ丸554番地４
債務者　有限会社カメラ修理センター宮崎
代表者代表取締役　黒田　昭文
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
４　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３号
鳥取県八頭郡智頭町大字山根131番地２
債務者　新和建設工業株式会社
代表者代表取締役　寺坂　義人
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　康明
４　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前11時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７０号
大阪市中央区西心斎橋１丁目12番21号
債務者　株式会社コレクションエム
代表者代表取締役　藤森　央樹
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村島　雅弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５０号
大阪市中央区南船場２丁目４番19号
債務者　株式会社フレックス
代表者代表取締役　野口　英男
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　　憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５５号
大阪府門真市栄町５番６―502号
債務者　ＮＳＲ株式会社
代表者代表取締役　砂川　和夫
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６号
山口県下関市稗田北町10番27号
債務者　株式会社大樹
代表者代表取締役　牛島　靖子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片山　智宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午後１時50分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１２２０号
大阪市天王寺区生玉町６番３号
債務者　麿株式会社
代表者代表取締役　中辻　友希
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５６号
名古屋市天白区島田黒石516番地
債務者　有限会社高木
代表者代表取締役　高木　東矢
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　芳朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後２時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２号
茨城県土浦市下高津１丁目４番22号
債務者　株式会社ハンド・ニット・チェリー
代表者代表取締役　矢口多久士
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木富美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前11時30分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
愛知県江南市前飛保町緑ケ丘168番地
債務者　株式会社松康商事
代表者代表取締役　松波　康元
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　含美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時30分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４号
群馬県桐生市東２丁目11番12号
債務者　有限会社魚けん
代表者清算人　橋本　謙一
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野　　晶
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後２時30分
前橋地方裁判所桐生支部